令和5年　　月　　日

「プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業」　事務局　宛

機関所在地：

機関名称：

代表者役職：

代表者氏名： 　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和5年度「プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業」に係る

応募について下記のとおり応募します。

記

1. 申請内容

（１）事業申請者の概要（別紙） ・・・１部

（２）応募シート（様式１）　　　　 ・・・１部

２．添付書類

（１）過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書） ・・各１部

（２）パンフレットその他機関の概要が分かる資料　　　　　　　・・１部

（３）仙台市内に主たる事業所があると分かる書類　　　　　　・・１部

　　（仙台市が本社の場合不要）

（４）定款　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・１部

（５）仙台市、市税の滞納が無いことの証明書　　　　　　　　　・・１部

（６）暴力団排除に関する誓約書（様式２）　　　　　　　　　　　 ・・１部

別紙

事業申請者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 機関名 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡担当窓口 | 役職氏名 |  |
| 連絡先 | 電話番号（代表・直通）：Ｆａｘ：Ｅｍａｉｌ：ホームページ： |

|  |  |
| --- | --- |
| ①基本財産又は資本金②職員数（うち本事業に携わる職員数）③設立年月　　 | 千円　　　　人　　　　　（人）　　　年 　月 |
| 主な事業概要（定款記載事項等） |

（様式１）

令和5年度「プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業」に係る応募シート

|  |
| --- |
| 1. 収益の増加を目指しているか：　はい　・　いいえ
2. 本件事業で解決したい課題テーマはどのようなことか：

（例：新規事業開発、営業戦略の見直し、事業再構築、管理職の育成等）1. 選択したテーマについての背景、感じている課題はどのようなものか:
2. 選択したテーマについての目標(いつまでにどんな状態になっていたいか)：
3. プロジェクトの推進体制（推進部署名・人数（専任人数 / 兼任人数）：
4. プロジェクト全体の予算（現予算・追加可能予算）：
5. 選択したテーマへの過去取組事例（取組概要・時期・成果）：
6. ご意見・ご要望：
 |
| 1. 収益の増加を目指しているか：　はい
2. 本件事業で解決したい課題テーマはどのようなことか：

（例：新規事業開発、営業戦略の見直し、事業再構築、管理職の育成等）営業戦略の見直し1. 選択したテーマについての背景、感じている課題はどのようなものか:

既存事業のクライアントがコロナ影響を受けている中で、全体売上が減少している。今後もしばらく回復の見込みもないため、新しい顧客の開拓または新しいサービス開発の必要があるが、リードできる人材、ノウハウがなく、何から手をつけて良いのか分からない。1. 選択したテーマについての目標(いつまでにどんな状態になっていたいか)：

1年後に売上110%成長。新しい収益へつながる組織体制が構築されている。1. プロジェクトの推進体制（推進部署名・人数（専任人数 / 兼任人数）：

推進部署：営業部専任1名、兼任2名1. プロジェクト全体の予算（現予算・追加可能予算）：

現予算：100万円（社員人件費省く販管費予算）追加可能予算：100万円1. 選択したテーマへの過去取組事例（取組概要・時期・成果）：

1年前に営業部全体会議での議題に上がり、継続的に検討しているが、地に足がついたようなアイデアがなく、ほとんど進捗せずに現在に至っている。時期：2022年度成果：成果なし 1. ご意見・ご要望：
 |

（様式２）

令和5年月日

「プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業」　　事務局 宛

申請者住所　〒 -

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

暴力団排除に関する誓約書

令和5年度「プロフェッショナル人材活用による中小企業の課題解決支援事業」に応募するにあたり、当社は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき